



島根県報

平成29年10月31日（火）

第2,951号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

地域森林計画の樹立 (森林整備課) 2

地域森林計画の変更 (") 2

【公 告】

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 3

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施 (消防総務課) 3

告 示**島根県告示第576号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社平安堂	福祉用具貸与	平安堂福祉用具相談事業所	出雲市渡橋町334-1	平成29年11月1日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社平安堂	特定福祉用具販売	平安堂福祉用具相談事業所	出雲市渡橋町334-1	平成29年11月1日
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第577号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 平成29年10月31日 至 平成29年11月29日

島根県告示第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
江の川下流域地域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 平成29年10月31日 至 平成29年11月29日
高津川地域森林計画区（益田市、	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興	自 平成29年10月31日

津和野町、吉賀町)	センター益田事務所	至 平成29年11月29日
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局	自 平成29年10月31日 至 平成29年11月29日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

雲南市加茂町加茂中1041番、1048番3

面積 4,632.33平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町里方521番地1

雲南市土地開発公社

理事長 藤井 勤

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第7号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第15条第1項及び第3項中「又は診療放射線技師」を「、診療放射線技師又は臨床工学技士」に改める。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成29年度第4回及び第5回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成29年10月31日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試 験 場 所
第4回	平成30年2月4日（日）	松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町
第5回	平成30年2月18日（日）	松江市

3 試験の開始時間

第4回

13時30分（13時00分までに集合すること。）

第5回

午前の試験 10時00分（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分（13時00分までに集合すること。）

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成29年12月5日（火）から同月19日（火）まで（郵送の場合は、12月19日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成29年12月2日（土）午前9時から同月16日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

乙種危険物取扱者試験 3,400円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）